

報告第 6 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 5 月 7 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 97,900 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 5 年 12 月 15 日午後 10 時 30 分頃、市内堀之内の相手方住宅の敷地内において、防犯灯支柱が強風により倒壊し、瓦屋根及び軒の一部並びに植木鉢を破損させた。 |